

指定給水装置工事事業者指定申請について（新規・更新）

1 提出書類

- ◎指定給水装置工事事業者指定申請書
- ◎機械器具調書
- ◎誓約書
- ◎給水装置工事主任技術者選任届出書
- ◎指定給水装置工事事業者業務内容等届出書

※印の取扱いについては後述

2 添付書類

- ◎法人事業者
 - ・登記事項証明書（原本）
 - ・定款の写し（原本写しであることの証明付
例：原本と相違ないことを証明します。
〇〇年〇〇月〇〇日
事業者名 代表者印）
- ◎個人事業者
 - ・住民票の写し（原本）
- ◎写真
 - ・事務所全景（看板を入れる）
 - ・事務所室内
 - ・機材倉庫（機械器具調書に記載した「管の切断用の機械器具」、
「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」
に分けてください。）
- ◎事業所の住宅地図の写し
- ◎給水装置工事主任技術者免状の写し
（携帯用の技術者証でも可だが、有効期限等に注意）

※印の取扱いについては後述

3 工事事業者指定手数料

新規 指定手数料 20,000円
更新 更新手数料 10,000円 をお支払いいただきます。

（裏面に続く）

(裏面)

4 注意事項

- ◎指定申請書の宛名は、三郷市長 木津雅晟 としてください。
- ◎役員の氏名は、登記事項証明書取締役の方、全員を書いてください。
- ◎事業の範囲は、登記事項証明書または定款の事業の目的を記入してください。

各種書類の押印について
※指定給水装置工事事業者が
・個人→本人が署名した場合のみ、押印の省略可
 (署名ではない場合は、記名+押印)
・法人→記名+押印(代表者印)

※誓約書中の水道法第25条の3第1項第3号イからへ

三 次のいずれにも該当しない者であること。

- イ 心身の故障により給水装置工事業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
- ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ハ この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- ニ 第25条の11第1項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者
- ホ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- ヘ 法人であって、その役員のうちイからホまでのいずれかに該当する者があるもの